

構造改革特区制度の改善提案について(概要)

2004年5月17日
行政改革推進委員会

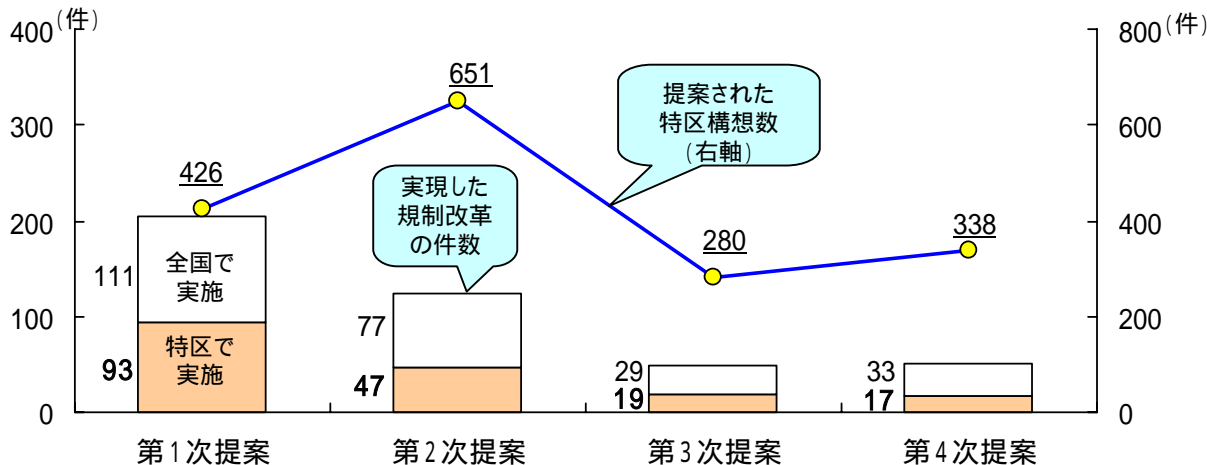
認定された特区件数の推移(分野別)

	認定回数				合計
	第1回認定	第2回認定	第3回認定	第4回認定	
合計	117	47	72	88	324
教育	17	16	8	32	73
農業	14	2	10	20	46
都市農村交流	14	7	7	10	38
産学連携	25	8	2	2	37
生活福祉	13	6	11	7	37
その他	38	8	34	17	97

- ・ 第1回認定(平成15年 4月21日, 5月23日)
- ・ 第2回認定(平成15年 8月29日)
- ・ 第3回認定(平成15年10月24日, 11月28日)
- ・ 第4回認定(平成16年 3月24日)

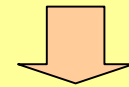
第1回認定では複数の分野にわたる特区をそれぞれカウントしているため、合計件数と分野別件数の合計値は一致しない。

提案された特区構想数と、実現した規制の特例措置・規制緩和数の推移

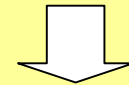


(資料: 構造改革特別区域推進本部)

最近では小粒な提案が多く、制度の活用に一服感が出ているとの指摘がある



特区制度を利用した企業の声や、公表されているデータをもとに、特区制度の改善提案について検討



8つの問題点について、改善方策を提案

対象範囲の見直しや選択肢の拡大などの改善

問題点

改善策

1. 地域からの特区提案が全国規模の規制改革とされる場合、特区制度のプロセスから外されるため、「スピーディな規制緩和の実現」という特区制度の特徴が失われることがある。



全国対応とされた場合でも、先行して特区での特例措置を認める。

2. 株式会社による参入が認められても、参入要件等は既存事業者と同等のものが求められるが、同一の競争条件は確保されない(私学助成、優遇税制の適用等)。



運営主体の区別無く助成措置を行なうなど、イコールフットイングを図る。

手続きなどの改善

3. 特区の認定申請は自治体しかできない。



民間企業等による特区の認定申請を容認する。

4. 本来の提案内容が実現しないにもかかわらず、省庁側に「現行法制下で対応可能」と回答され、進展が得られない事がある。



「現行法制下で対応可能」という回答は真に提案が実現するものに限定する。

・手続きなどの改善(前頁の続き)

問題点

改善策

5. 提案者が規制所管省庁の回答に反論する機会は1度しかなく、準備期間も短い。



提案者に2度の反論の機会を与え、準備期間も延長する。

6. 特区推進本部のホームページは膨大な情報が掲載されているが、欲しい情報の在りかがわかりにくいなど、利用者にとって使いづらい。



情報検索機能を付けるなど、利用者利便の向上を図る。

・評価委員会の機能・役割の強化

7. 弊害予防措置が条件に付け加えられたため、認められた特例措置が活用しづらいものとなっている。



弊害予防措置についても評価し、事業展開を阻害している場合は、迅速に当該措置の見直しを図る。

8. 社会的規制の分野ではニーズがあるにもかかわらず、特区における社会的実験が行えないものがある。



改革提案に対する規制担当省庁の回答内容を評価し、特区推進本部に意見具申できるようにする。